

平成 24 年度 第 1-2 回小松市入札監視委員会の審議の概要

開催日及び場所	平成 24 年 7 月 30 日（月） 小松市役所 4 階第 3 委員会室		
委員 （委員数 4 名） （出席者 4 名）	委員長 潮津 勇 委員 石田京子 委員 高見健次郎 委員 宮島昌克		
会議次第	1 開会 2 議題 （1）総合評価制度説明 （2）審議事項 審議対象案件の審議 （3）その他 審議の結果について 進行について 3 閉会		
審議対象期間	平成 23 年 10 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日		
抽出案件	4 件		
工 事	条件付き一般競争入札		
	指名競争入札	3 件	・九竜橋川水辺空間整備工事 ・市道佐美町中線 側溝改良工事 その 2 ・京地区学習等供用施設空調復旧及び改修工事（建築）
	随意契約	1 件	・小松市公会堂客席調光器盤改修工事
委 託	条件付き一般競争入札		
	指名競争入札		
	随意契約		
委員からの意見・質問 それに対する回答	意見・質問		回 答
	別紙のとおり		別紙のとおり
委員会による報告 又は意見の具申	指名の基準，指名業者の公表，同一開札工事の取扱いについて，調査を求め継続して審議していく。		

委員からの意見・質問，回答等詳細は次のとおり。

委 員	小松市事務局
<p data-bbox="244 259 555 293"><b>2(2) 抽出案件の審議</b></p> <p data-bbox="239 356 411 389"><b>指名競争入札</b></p> <p data-bbox="285 405 630 439"><b>九竜橋川水辺空間整備工事</b></p> <p data-bbox="239 501 778 770">指名業者の抽出方法について。本件は稚松校下・芦城校下の業者全てを指名し，10社としているが，もし1つの校下内に業者が多く存在し，10社を超える場合は，一部の業者を選定することになるのか。また，そうなる場合の選定基準を確認したい。</p> <p data-bbox="239 884 778 1010">工事場所の除雪契約締結業者が指名に入っているとのことだが，なぜか。事務所所在地が工事場所に近いからか。</p> <p data-bbox="239 1218 778 1344">今回の執行予定価格は，客観的に通常積算した結果か。捜査して1000万円未満にしたということはないか。</p> <p data-bbox="239 1505 778 1677">業者選定について，本件は先ずCランク業者を選ぶということだが，Cランク業者が足りなかった場合，上位下位どちらのランクから先に選定するのか。</p> <p data-bbox="239 1747 778 1823">指名業者は何社揃えば良いのか，基準はあるのか。</p>	<p data-bbox="805 501 1412 723">校下内の業者数が少ないため，実際は超えることはなく，全てを指名することになるが，もし，校下内に指名業者基準数以上の業者が存在する場合は，Cランクの工事ではC B Dの順で選定する。</p> <p data-bbox="805 884 1412 1153">工事場所の町内の除雪を担当する業者は，担当する町内の業者扱いとして指名する。業者から，この不況の中，懸命に行う地域貢献を指名選定において配慮して欲しいという要望があるため，遠くからでも除雪作業に来てくれる業者を町内業者扱いとしている。</p> <p data-bbox="805 1218 1412 1391">通常通り積算した結果である。我々も一般競争入札と指名競争入札の境である1500万円付近の設計について担当課に確認することもあるが，いずれも淡々と積み上げた結果である。</p> <p data-bbox="805 1505 1412 1581">信頼性を求めるため，基本的には直近上位から先に選定する。</p> <p data-bbox="805 1747 1412 2013">指名基準取扱要綱別表3に工種毎に金額と指名業者数の基準を示している。基準に当てはめると本件は5～9社となるが，これは目安であり，今回の選定業者数は10社となった。仮に少なくなってもそれ以上選定する業者がいなければ，その社数となる。</p>

今回、BランクとDランクで、もし指名業者が5社に達していれば、次のAランクを選定しないことになるのか。

隣接する県施工工事の請負業者を指名したとのことだが、隣接工事を請け負う業者は必ず指名するという決まりがあるのか。施工条件等により選定も変わるのか。

隣接する工事の請負業者が落札すれば有利だが、落札しない可能性も十分あるのに指名しないといけないという理由が判然としない。

一般的なルールなのか。落札しないこともあるのに指名しようという発想が分からない。

反対に、隣接請負業者を指名しなかった場合、困るのではないか。落札するということを前提に指名するならば、入札制度としては良くない。

もしかして共通の事項が有り、その分が安くなるかもしれない。そうなれば市としても良いことがあるかもしれないとの期待

指名業者数の基準は、あくまでも目安であり、金額と工事内容により選定数が変動することになるが、今回の案件で、基準に達した指名業者数になった場合、Aランクの業者までは選定しない。

また、地域性についても考慮する必要がある。例えば南部の場合はB C Dランク業者が多く、北部の場合はA Bランクなど上位業者が多く存在する。そのため、北部での指名はAランクも入ってくるが、南部では下位の業者が多いため、Aランクまで選定する必要がないなど、地域性による違いがある。

現在進行中の工事であれば必ず指名する。本工事は河川改修工事であり、資材等の搬入は県道から行う必要があり、県の工事区域を使用しなければ工事が出来なく、工程調整等が必要となる。仮に同じ業者になれば諸経費的にも安価となることが想定される。これらのことから指名しないことが有利な状況にならないことが想定されるため、今回の案件では近接工事請負業者を指名している。

入札は実際行ってみないと結果は分からない。隣接した工事の請負業者が落札したということは、諸経費部分を抑えた金額で入札し、落札したことになる。

どんな予見もしていない。発注者からみて合理的な工事施工の可能性として指名している

で指名するという発想である。

必ずしも落札しなければ指名した意味がないということだと、最初から落札するものと考えているのではないかということになる。

競争しているその他の業者にとっては平等でないような印象を受ける。

市としては現場を熟知しており、状況がわかるため、少しでも幾らかでも効率的な価格を出してくれるのではという期待があってということになるのではないか。

実質的に不公平な感覚が残る。金額だけが問題なのであれば多少問題があるのではないか。

この制度は小松市独特のものか。近隣の市町村ではどうしているのか。

他の市町村の状況を調べて欲しい。

指名業者は公表されているのか。

事前公表しなければならないという規定はあるのか。

業者間で連絡を付けたくないという一般的な人間心理が働くと思う。事前公表しなければならないという必要性がなければ、公表するというのは考えにくいがそこはどう考えるか。

指名基準が公表されているのであれば、指名業者を事前公表しなくても分かるのではないか。

ある程度公表されているものから推測すれば良いので、指名業者を事前公表する必要はない。

入札業務は、市役所対業者の対立環境の

本体工事請負業者が落札することもあれば、小さい業者が落札することもある。様々なケースがあるので、複合的な工事の発注は状況を考慮しながら、指名業者を選定する。今回の案件による選定基準が基本的な考え方である。

考え方は他市町村も同じだと思う。

了解。

指名業者は事前公表している。

そのような規定はない。指名業者の公表は事後公表としている自治体がほとんどである。

この件については、議論していただいてご意見をいただきたい。

以前検討したが事後公表の結論に至らなかった。ご意見をいただき再検討したい。

中で行っている。そのため横の情報でプラスになるような話は無く、むしろマイナスの要素が多いと思われるため、非公開の方が良い。

透明性の確保とはあくまで入札及び契約の過程並びに契約の内容についてのことであり、本末転倒にならないようにしなければならない。

### 市道佐美中線 側溝改良工事 その2

同じ日の開札に同じ業者が指名されている場合、2つの工事を同時に入札することはできないと説明されたが、1日でも違っていれば当てはまらないということか。

その条件の主旨は、できるだけ多くの業者に落札してもらおうということか。また、条件を付すことによる弊害は無いのか。

入札調書に「他落札により不参加」と記載されているのが、これが同日開札の工事を落札したからということに当たるのか。

不参加扱いとした業者の入札価格は見ないのか

予定価格の高い順に開札し、落札者を決定していくことに対して、業者からの苦情は無いのか。

基本的にその通りである。入札日は火曜日と金曜日に固定している。スムーズに入札するために設計書がいつまでに管財課に届いたら火曜日の入札、金曜日の入札というように流れを決めている。そこで偶然同じ開札日になった場合、1つ工事を落札すると残りの工事は不参加扱いとなる。

条件を付すことによる弊害があるとすれば、1番目の工事を落札した業者の入札書の記載金額が不明なため、1番目の工事を落札した業者の2番目の工事価格も1番低いかもしれない可能性の中で、その業者は外され、2番目の工事は2番目の価格の業者が落札するというように最低価格の業者が落札しない可能性がある

その通りである。

見ない

特に無い。一般的に予定価格が高い工事は優先順位が高いと考えるため、価格の高いものから開札する。

同じ業者が全く違う内容の工事で指名された場合でも同日の入札なら条件が付くのか。

同日という点が問題である。他の委員からの指摘にもあるように、管財課に設計書が届くまでの工程があり、偶然同日になるケースがある。

県などが発注している工事では、同じ一連の工事でも工区がたくさんあると工区1個落札した業者はその他の工事は落札できないというようなルールはあると思うが、同日は偶々同日になるということなのか。

先に言った判然としない疑問点というのはそういった偶然によって業者が不利益を被るようなことにはならないのかということ。

開札日が火曜日と金曜日に分かれていた場合、両方落札できたが、開札日が同日になったため、1つの工事しか落札できなくなったという結果が有り得るのではないかと。業者が困らないメリットが多ければよいが、デメリットがどこかにありそうな気がする。

委員全員、同日開札の条件付きについて判然としないと言っている。一長一短あるものなので事務局で整理する意味も含め、一度業者にとってのプラスマイナス部分、市にとってのプラスマイナス部分を表などで整理し、全体を把握したうえでもう再度説明していただきたい。どのような場合が想定されるかは委員よりも市の方が理解されている。一度整理して、それに基づいたうえで判断したい。

同日に土木一式工事などの同一工種の工事と同じ業者が重なってれば条件が付されることになる。

各担当課は早期発注を原則に設計積算を進めている。タイミングを図ることは困難であり、していない。

実際、小さい業者は一人親方のところもあり技術者も元々不足し少ないため、少額の工事を2つ同時に落札できない業者の方が多い。逆に制限をかけずに、その小さい業者が2つの工事を一度に落札してしまったら、技術者がいないことから、工事が出来ない状態となる可能性の方が高い。それが趣旨ではないが、技術者がいないため、このようなケースも有り得ることから、1つの工事を集中的にし、確実性を持ち施工してもらうことも考慮している。

条件を整理し、報告する。

## 京地区学習等供用施設空調復旧及び改修工事（建築）

隣の校下からも指名するということが、本件は稚松校下で芦城校下と次に第一校下の業者を指名している。例えば第一校下ではなく安宅校下に業者が有り、その業者を指名すると9社となることから、社数としては丁度合致することになる。安宅校下ではなく第一校下の業者を指名する順序となることについて確認したい。

地域の件で、先ほどの「市道佐美町中線側溝改良工事その2」は御幸中学校下からも指名し、今回も稚松校下では社数が少ないので第一校下も含めて選定したということだが、第一校下までで6社揃うが、芦城校下の業者を指名する理由は何か。

校区で分けるという規定はあるのか。

指名基準として校区は公表しているか。

校下で分けるのは小松市独自のものか、どこの自治体も行っているものなのか。

工事現場から半径何km位の町の業者を指名するという方法もあるのではないか。

本案件において4社入札を辞退しているが、それは想定内なのか、背景を教えて欲しい。

今回の工事場所は稚松小学校校下であるが、もう1つ上の範囲設定である中学校校下を鑑み選定した結果である。丸の内中学校校下内の小学校は稚松小学校と第一小学校である。第一小学校は半分に分かれ、北部は丸の内中学校下で沖町や打越町は芦城中学校下の中に入る。今回丸の内中学校下に入る第一小学校校下の業者を選定した。

旧市街地の中で中心市街地として密接な関係もあり、D I Dの関連もある。第一校下までの範囲で6社となり、5～9社の範囲に入るが、最大限の業者数とした方が競争性を増す方向となるため、芦城校下まで指名エリアを拡大している。

小学校下或いは中学校下、隣接する小学校下内に所在する業者で指名選定におけるエリア設定を行っている。

公表している。選定事項の運用基準 5 地理的条件に該当する。

指名競争しているところであれば同じ条件で選定していると思われる。指名である場合は地域性を考慮し、地元へ貢献している業者を選定する方が地元にとっても良い。

山間地域の場合は、単純に半径何km圏内にある業者を選定することもある。

辞退は想定していない。建築は比較的辞退が多い場合がある。予定価格が業者の見積価格より低い金額となったことが予想される。

## 随意契約

### 小松市公会堂客席調光器盤改修工事

落札率の低い随意契約の案件であったので抽出した。

今回、指名業者全員が辞退したことから、特殊な工事として適した業者を選定することができたが、無理をして指名競争入札した場合に適さない業者が入札した可能性もあったかもしれない。

担当課としては、本当は維持管理業者と随意契約すれば、工事内容も把握されており、スムーズに進めることができるが、一方で随意契約は特殊な契約だという認識がある。一般競争入札が原点であり、その次に指名競争入札がある。どうしても該当しない場合のみ、随意契約を行うという認識があるのではないかと。

市内業者の技術水準もその位持っているかもしれないから一度試みてはという心理も働いているのではないかと思う。

## 2(3)その他

### 審議の結果について

改善点については、議事において依頼した事項を整理し、次回委員会までに提出し、纏めていただきたい。

### 委員会の進行について

改善点はその都度審議が終了してから伺い、次回の委員会の改善に反映して行く。

本工事は、指名競争入札を行った結果、全社辞退により不調となった。その結果を受け、維持管理業者と特命随意契約を行った工事である。

その通りである。

管財課から担当課に随意契約の可能性について問いかけをするが、担当課では競争入札を念頭に置いて業務を遂行している。

今回は適切な判断ではないケースであったことが解った。経験として今後に活かしたい。

了解。

了解。